

昭和 63 年 6 月 9 日制定
平成 16 年 4 月 1 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 2 月 1 日改正

交通死亡事故多発全県非常事態宣言発令要綱

1 目 的

この要綱は、交通死亡事故が多発し県民の日常生活や交通安全確保に著しい不安が生ずるおそれがある場合において、県下全域に交通死亡事故多発全県非常事態宣言を発令し、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、警察、市町村及び関係機関・団体が協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することにより、早期に交通死亡事故の発生を抑止することを目的とする。

2 名 称

名称は「交通死亡事故多発全県非常事態宣言」（以下「非常事態宣言」という。）とする。

3 発令権者

非常事態宣言の発令権者は大分県交通安全推進協議会長（大分県知事。以下「会長」という。）とする。

4 非常事態宣言の発令及び発令基準等

（1）非常事態宣言の発令

会長は、非常事態宣言を発令するにあたっては、非常事態宣言の発令基準及び諸般の状況を考慮するとともに、警察本部長の意見を聴いて決定するものとする。

（2）非常事態宣言の発令基準

非常事態宣言の発令基準は、次のとおりとする。

ア 7 日間の交通死亡事故件数が 5 件以上の場合。

イ 死者数が前年を超え、発生傾向が沈静化しない場合。

ウ 著しく社会的反響の大きい交通死亡事故が発生した場合。

（3）発令の方法

非常事態宣言の発令は、各市町村長及び関係機関・団体に口頭で行なうとともに、文書（別記様式）で通知するものとする。

5 発令の期間

非常事態宣言発令の期間は、発令の日から 10 日間とする。ただし、多発傾向が継続している場合には、さらに期間を延長することができる。

6 非常事態宣言発令に伴う推進事項

非常事態宣言が発令されたときは、県、警察、市町村及び関係機関・団体は別表の推進事項の積極的推進に努めるものとする。

7 計画等の取りまとめ

県交通安全推進協議会事務局（生活環境企画課）は、県下の各市町村（地区交通安全推進協議会等）及び関係機関・団体から、緊急対策等の計画をとりまとめ、効果的に活用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

非常事態宣言発令に伴う推進事項

	推 進 内 容
広報活動	○新聞、ラジオ、テレビ等を通じて非常事態宣言発令の徹底を図る。
	○広報車、有線放送等により交通安全広報の徹底を図る。
	○大型店舗の店内放送等に交通安全広報を依頼する等、各種広報体を活用する。
	○横断幕、のぼり旗、立て看板、安全旗、チラシ等をすみやかに掲出または配布する。
	○各組織に対して非常事態宣言発令の周知徹底を図る。
街頭活動	○歩行者、自転車利用者に対して、正しい歩行、交通ルールへの遵守について街頭啓発を行なう。
	○運転者及び同乗者に対して、全ての座席でのシートベルト着用等について街頭啓発を行なう。
	○自動車運転者に対して、速度の出し過ぎ、飲酒運転、交差点での安全確認など、交通ルールの遵守と危険な運転の防止について街頭啓発を行なう。
	○あんしん歩行エリア、スクールゾーン、シルバーゾーン等を中心とする子どもと高齢者の安全な通行を確保するための交通安全総点検を実施する。
	○速度の出し過ぎ、飲酒運転、信号無視等、死亡事故に直結する悪質違反に対する指導・取締りを強化する。
交通安全 教育 と 自己啓発 活動	○朝礼、会議、講習会等を活用して、宣言発令の周知徹底を図る。
	○学校・PTA・交通指導員等と連携して、児童・生徒・高齢者等に対する街頭啓発・保護活動・安全教育を実施する。
	○自動車、二輪車の安全運転等について、安全速度の励行及び全ての座席でのシートベルト着用等、交通事故防止に必要な指導を行なう。
	○正しい歩行、自転車の安全な乗り方を指導する。
	○自治会、老人クラブ、女性ドライバー協議会、モンキークラブ等に呼びかけ、交通安全の普及浸透を図る。
	○交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、交通安全活動を実施するとともに、交通安全教室等に積極的に参加する。

県の対応

	推 進 内 容
広報活動	○各組織に対して非常事態宣言発令の周知徹底を図る。
	○新聞、ラジオ、テレビ等を通じて非常事態宣言発令の徹底を図る。
	○横断幕、のぼり旗、垂れ幕、立て看板、安全旗、チラシ等をすみやかに掲出または配布する。
	○ 広報車、有線放送等により交通安全広報の徹底を図る。
街頭活動	○歩行者、自転車利用者に対して、正しい歩行、交通ルールへの遵守について街頭啓発を行なう。
	○自動車運転者に対して、速度の出し過ぎ、飲酒運転、交差点での安全確認など、交通ルールの遵守と危険な運転の防止について街頭啓発を行なう。
	○道路構造、カーブミラー、ガードレール、道路標識等安全施設について点検整備をする。
交通安全 活動 と 自己啓発 活動	○朝礼時等を活用して、宣言発令の周知徹底を図るとともに、正しい歩行、自転車の安全な乗り方、自動車、二輪車の安全運転等について指導する。
	○学校・PTA・交通指導員等と連携して、児童・生徒・高齢者等に対する街頭啓発・保護活動・安全教育を実施する。
	○庁内放送等を活用して、宣言発令の周知徹底を図るとともに、安全速度の励行及びシートベルトの着用等、交通事故防止に必要な指導を行なう。
	○各種会議、会合、講習会等において、宣言発令の周知徹底を図るとともに、交通安全活動への参加と自ら事故を起こさない意識の醸成を図る。

交推協第 号
令和 年 月 日

各 市 町 村 長
各関係機関・団体の長 殿

大分県交通安全推進協議会長
大分県知事 佐藤 樹一郎

交通死亡事故多発全県非常事態宣言の発令について（通知）

交通死亡事故多発全県非常事態宣言発令要綱に基づき、下記のとおり交通死亡事故多発全県非常事態宣言を発令したので通知します。

各交通安全関係機関・団体におかれましては、相互に協力して交通事故防止対策の積極的な推進に努められるようお願いいたします。

記

- 1 発 令 年 月 日 令和 年 月 日
- 2 名 称 交通死亡事故多発全県非常事態宣言
- 3 非常事態宣言の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで